

東京都制度連携融資条件表（小口資金）

1. 融資対象

次の（１）から（４）までを全て満たすもの

（１） 次に掲げる信用保険法第２条第３項第１号から第６号までに定める小規模企業者であること。

ア） 常時使用する従業員の数が 20 人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の会社及び個人であって、信用保険法施行令第 1 条第 1 項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（イに掲げるものを除く）。

イ） 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの。

ウ） 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行う者であるもの。

エ） 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下のもの。

オ） 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの。

カ） 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの（上記アからオに掲げるものを除く）。

（２） 融資（小口資金）対象の基本要件を満たすこと。

（３） この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下であること。

（４） 市内に引き続き 1 年以上住所を有すること（法人は登記上の本店所在地）。

東京都制度連携融資条件表（小口資金）

2. 融資条件

以下のとおり

	連携した支援を受ける場合				
資 金 使 途	運転資金・設備資金				
融 資 限 度 額	700 万円 ※運転資金のみの場合は 500 万円				
融 資 利 率 (年 率)		3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内
	固定金利	1.9%	1.9%	1.9%	—
	小口支援特 例	—	—	—	—
	※ 運転資金の融資かつ、融資期間 4 年以内の場合のみ 1.8% ※ 小口支援特例については連携しない				
返 済 方 法	分割返済（元金据置期間は 2 カ月以内） ※ 設備資金（小口零細）か運転資金及び設備資金（小口零細）の制度のみ、6 ヶ月以内。 また、いつでも繰上償還をすることができる。				
融 資 期 間	運転資金 5 年以内（据置期間 2 カ月以内） 設備資金 7 年以内（据置期間 6 カ月以内）				
保 証 料 補 助	全額（割り切れない端数は自己負担）				